

指定管理申請者審査表

施設の名称 静岡市美術館

基本項目	審査項目	比率①	評価②	点数 ①×②
1 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。	①静岡市美術館の果たすべき役割、これからの美術館のあり方を踏まえ、施設の設置目的に適った運営方針が示されているか。	2		
	②市が提示した仕様書の内容を十分に理解し、それが事業計画に反映されているか。	1		
	【所見欄】			
2 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。	①展覧会について、指定期間内の達成目標を設定し、実施方針が示されているか。	1		
	②計画する展覧会のテーマと内容、実施時期など指定期間を通じてどのように取り組むか、概略を提示しているか。	1		
	③国宝級の作品または重要文化財の展示を考慮した展示計画を立てているか。	1		
	④美術に親しむ市民の拡大を目指した実施方針が示されているか。	1		
	⑤幅広い年齢層に対する美術教育の実施方針が示されているか。	1		
	⑥調査研究に関する実施方針が示されているか。	1		
	⑦美術に関する情報収集及び提供並びに広報活動について、実施方針が示されているか。	1		
	⑧経費節減のための努力や工夫がなされているか。	1		
	⑨事業計画に対する収支予算は適切か。	1		
	⑩市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で提示されているか。	1		
【所見欄】				

3 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。	①当該施設の指定管理者としての実績は十分か。	2		
	②管理運営に必要な人材の適切な配置が見込めるか。	1		
	③施設の維持・管理運営に必要な能力（知識・配置体制）を有しているか。	1		
	④スタッフの指導育成、研修計画等が整備されているか。	1		
	【所見欄】			
4 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。	①経理について適切な処理能力を有しているか。	1		
	②決算収支の状況（経常収支、実質収支）は良好か。	1		
	【所見欄】			

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1

満点	最低基準 (70%)	合計点数
100点	70点	点

【意見欄】